○国土交通省告示第四百九十七号

道路法第四十七条の三第一項の規定に基づき、道路法第四十七条の三第一項の限度超過車両の通行を誘導すべき道路を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年四月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

道路法第四十七条の三第一項の限度超過車両の通行を誘導すべき道路を定める告示の一部を改正する告示

道路法第四十七条の三第一項の限度超過車両の通行を誘導すべき道路を定める告示（平成二十六年国土交通省告示第千三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二の項を次のように改める。

二　首都高速道路株式会社が事業を営む路線	平成二十七年四月一日現在で、車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第三号の規定に基づく指定がされていない区間の全て

別表第一の七の項及び八の項を次のように改める。

七　削除	
八　削除	

別表第三の一の項から五の項までを次のように改める。

一　一般国道一号	一　次に掲げる地点の間で供用されている区間 イ　東京都中央区日本橋一丁目にある一般国道一号の起点 ロ　横浜市鶴見区下末吉一丁目にある一般国道一号と横浜市道九十八号との交点 二　次に掲げる地点の間で供用されている区間 イ　横浜市神奈川区立町にある一般国道一号同士の交点 ロ　同市西区浜松町にある一般国道一号と一般国道十六号との交点 三　次に掲げる地点の間で供用されている区間（茅ヶ崎市元町にある一般国道一号と神奈川県道四十五号との交点を経由するものに限る。） イ　藤沢市城南五丁目にある一般国道一号同士の交点 ロ　茅ヶ崎市下町屋一丁目にある一般国道一号同士の交点 四　次に掲げる地点の間で供用されている区間 イ　平塚市榎木町にある一般国道一号と一般国道百二十九号との交点 ロ　小田原市風祭字上河原にある一般国道一号同士の交点 五　次に掲げる地点の間で供用されている区間（小田原市入生田にある一般国道一号と小田原市道二千五百十六との交点を経由するものに限る。） イ　小田原市風祭字上河原にある一般国道一号同士の交点 ロ　神奈川県足柄下郡箱根町湯本字山崎にある一般国道一号同士の交点 六　次に掲げる地点の間で供用されている区間（静岡市葵区御幸町にある一般国道一号と静岡県道二十七号との交点を経由するものに限る。） イ　静岡市清水区興津中町にある一般国道一号と一般国道五十二号との交点 ロ　同市駿河区丸子にある一般国道一号同士の交点

	七　次に掲げる地点の間で供用されている区間（島田市佐夜鹿にある一般国道一号と静岡県道三百八十一号との交点を経由するものに限る。） イ　島田市佐夜鹿にある一般国道一号同士の交点 ロ　掛川市日坂にある一般国道一号同士の交点 八　次に掲げる地点の間で供用されている区間（湖西市新居町新居にある一般国道一号と静岡県道三百二十三号との交点を経由するものに限る。） イ　浜松市西区篠原町にある一般国道一号同士の交点 ロ　湖西市新居町浜名にある一般国道一号同士の交点 九　次に掲げる地点の間で供用されている区間（湖南市平松北三丁目にある一般国道一号と湖南市道二百七十五号との交点を経由するものに限る。） イ　甲賀市水口町泉にある一般国道一号同士の交点 ロ　湖南市石部北二丁目にある一般国道一号同士の交点 十　次に掲げる地点の間で供用されている区間 イ　京都市伏見区横大路下三栖里ノ内にある一般国道一号と京都市道百八十八号との交点 ロ　寝屋川市寝屋一丁目にある一般国道一号（第二京阪道路）と一般国道一号との交点 十一　次に掲げる地点の間で供用されている区間 イ　門真市宮前町にある一般国道一号と一般国道百六十三号との交点 ロ　同市ひえ島にある一般国道一号と大阪府道二号との交点
二　一般国道二号	一　次に掲げる地点の間で供用されている区間 イ　大阪市福島区海老江にある一般国道二号と大阪市道十三号との交点 ロ　西宮市甲子園一番町にある一般国道二号と西宮市道五号との交点 二　次に掲げる地点の間で供用されている区間 イ　笠岡市西大島新田三丁目にある一般国道二号と岡山県道四十七号との交点 ロ　同市入江にある一般国道二号と岡山県道百九十五号との交点 三　次に掲げる地点の間で供用されている区間 イ　笠岡市カブト南町にある一般国道二号と笠岡市道笠岡湾干拓十五号カブト南町線との交点 ロ　同市茂平にある一般国道二号と笠岡市道百四十三号との交点 四　次に掲げる地点の間で供用されている区間 イ　広島市安芸区瀬野南町にある一般国道二号と広島市道二百五十号との交点 ロ　広島県安芸郡海田町浜角にある一般国道二号と広島県道二百七十六号との交点 五　次に掲げる地点の間で供用されている区間 イ　広島市南区皆実町一丁目にある一般国道二号と広島市道百三十三号との交点 ロ　同市西区庚午北二丁目にある一般国道二号同士の交点